保険外負担に関する事項

長期収載品処方時の選定療養費について

長期収載品（後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品）を患者さまの希望で処方した際に、選定療養費として患者さまの自己負担が発生します。

【長期収載品とは】

・後発医薬品が市販されて５年以上経過したもの

・後発医薬品への置換え率が５０％以上となった先発医薬品及び準先発品

【対象外となる場合】

・医師が医療上必要があると判断した場合

・後発医薬品の提供が困難な場合

【自己負担額】

長期収載品と後発医薬品の処方医薬品の最高価格帯２分の１を、消費税を含め自己負担していただきます。

※国や地方単独の公費負担医療制度(指定難病・重度・ひとり親・生活保護などの医療費受給者証をお持ちの方)をご利用の場合も負担の対象となります。

令和８年６月改訂

当院では以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

文書料

診断書	5,500円
年金診断書	8,800円
身体障害者診断書・意見書	8,800円
証明書	3,300円～
生命保険会社証明書	5,500円
更生医療 医学的意見書(初回申請時)	5,500円

※上記料金は一例です。ご不明な点がありましたら事務にお尋ねください。

自費物品

オムツ代	160円

令和７年８月改訂